白 川 町 長 様

住所白川町(申請者)氏名

## 補助金交付申請書

令和 年度において合併処理浄化槽を設置したいので、白川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1	設 置 場 所	白川町				
2	交 付 申 請 額	一金	円			
3	住宅等所有者	1 本 人 2 共有(	人) 3 その他( )			
4	着工予定年月日	年	月日			
5	事業完了予定年月日	年	月 日			

## 補助金交付申請書 添付書類チェック票

)

交付申請書には、下記の書類の添付が必要ですので確認してください。

設置者氏名(

	添付書類	チェック欄	備 考
1	補助金交付申請書鑑(第1号様式)	有・無	
2	浄化槽設置届出書の写し 又は 建築確認通知書の写し	有·無	
3	設置場所の見取り図及び配管図	有・無	
4	住宅を借りている者は、賃貸人の設置承諾書	有・無	
5	工事請負契約書の写し	有・無	
6	工事費見積書の写し	有・無	
7	全浄協の登録証の写し	有・無	
8	全浄協の登録浄化槽管理票C票	有・無	
9	全浄連の機能保証登録証	有・無	
10	浄化槽設備士免状(年度内初回のみ)	有・無	
11	補助金の交付申請に伴う定住誓約書(移住者)	有 · 無	

<sup>※</sup> このチェック票も提出してください。

## 工事請負契約書

収入印紙

第 1	条	発注者				(以下	「甲」	という。)	及び浄	化槽工事
業	全者			(Ī	以下「乙	」とい	いう。) に	は、白川町	合併処	理浄化槽
訍	世型	<b>E</b> 備事業補助金	念の交付	を受けて	て、甲が	行う合	併処理	浄化槽の影	设置工事	事に関し、
太	等な	は立場でこの契	段約を締	結し、信	言義を守	り誠実	ミにこれ	を履行する	) <sub>0</sub>	
第 2	条	この契約は、	次に掲	げる工事	事に適用	される	) 0			
	工事	の場所	岐阜県	加茂郡日	自川町				_ 番均	也先
	工事	の期間		年	月	日 ~	_	年	月	日
	設置	でする浄化槽								
		浄化槽法(昭	3和58	年法律第	第43号	)第4	条第1	項の規定に	こよる権	<b></b>
	基	準に適合し、	かつ、	生物化学	学的酸素	要求量	と(以下	「BOD」	という	5。)
	除	去率90%以	以上、放	流水のⅠ	BODが	2 0 m	g/0 (E	間平均值	)以下	0
	機	能を有すると	ころの	、別添っ	よる図面	及び仕	:様書に	係る合併処	卫理浄化	匕槽
	工事	4の請負代金及	び支払	方法						
	金	額	金					円也		
	支	赵方法	1 現	金 2	2 その	他(		)		
第3	条	乙はこの契約	りと添付	の図面が	及び仕様	書に基	こづき、	前条の期間	内に]	匚事を完了
L	て契	2約の目的物を	宇甲に引	き渡する	ちのとし	、甲に	は、引き	渡しと引き	換えに	こその請負
什	金額	頁の支払いを完	E了する	0						
第 4	条	乙は、この契	段約に係	る工事に	こついて	、浄化	2.槽法第	29条第3	項の規	見定により
消	化槽	育設備士				(3	実地に	監督させ、	又は自	自ら浄化槽
訍	<b>计</b> 備士	:の資格を有し	て実地	に監督し	しなけれ	ばなら	ない。			
第 5	条	甲及び乙はこ	の契約	によって	て生じる	権利又	(は義務	を、第三者	首に譲渡	度又は継承
さ	せて	はならない。	但し、	相手方の	り承諾を	得た場	<b>合は、</b>	この限りて	ごはない	<b>\</b> 0

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に

- 委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び 白川町が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。
- 第8条 甲は、止むを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、 若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負 代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲 が負担する。
- 第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成する ことができないときは、甲に対して、遅延なく、その事由を明示して工期の延長を 求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。
- 第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害 は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じた ものは、甲の負担とする。
- 第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責を負う。 但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。
- 第12条 乙は、白川町が定める白川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則 に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。
- 第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めると きは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。
- 2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する調査を受け、その検査の結果 浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めて その瑕疵の補修を請求し、又は補修にかわる損害賠償を請求することができる。
- 第14条 瑕疵の補修又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

- 第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告、その他、何等の手続きを 要せずこの契約を解除することができる。
  - (1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず、又は認められないとき。
  - (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。
- 2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を、甲に請求することができる。
- 第16条 甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告、その他、何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。
- 第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告、その他、何等の手続きを要せず この契約を解除することができる。
  - (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により、着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
  - (2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払 い能力を欠くことが明らかになったとき。
  - (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと 乙が認めたとき。
- 2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする 第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日(工期が変更された場合は、変 更後の工期に基づいて定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことが

できない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日まで支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 注文者 住 所

乙 請負者 住 所

※ 浄化槽工事業

(登録番号: 登一 第 - 号)

(届出番号: 届一 第 一 号)

## 白川町合併処理浄化槽設置整備事業 補助金の交付申請に伴う定住誓約書

わたしは、白川町合併処理浄化槽設置整備事業 補助金の交付申請をするにあたり、次のとおり 白川町に定住する事を誓約します。

定住する場所(白川町		番地	)	
定住する予定時期(	年	月	頃)	
定住する人数(人)				
(家族構成				)
定住する理由(				)

現 住 所氏 名 印電話番号勤 務 先